

～おしらせ～

令和4年2月28日

東京外かく環状道路（関越～東名）における  
東京地裁の工事一部差し止めの決定について

標記について、国土交通大臣のコメントが出されましたので、お知らせします。

（問い合わせ先）

国土交通省 関東地方整備局

東京外かく環状国道事務所 計画課長 木本 悠太

TEL 03-3707-3000

令和4年2月28日  
国土交通省

東京外かく環状道路（関越～東名）における  
東京地裁の工事一部差し止めの決定について  
国土交通大臣コメント

1. 首都圏三環状の一翼を担う東京外環自動車道は、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で、重要な道路として、事業を進めております。
2. 本日2月28日に、東京地方裁判所より、工事差止仮処分命令申立の決定が事業者である関東地方整備局、ネクスコ東日本、ネクスコ中日本に送達されました。  
その決定の内容は、東京外かく環状道路（関越～東名）における7本のシールドトンネル工事のうち、東名立坑発進に係る2本のトンネル掘削工事について、気泡シールド工法による掘削工事を行ってはならない旨の内容となっております。
3. 国土交通省としては、今後、決定の内容をよく確認し、関係機関と調整の上、適切に対応していきたいと思っております。

（問い合わせ先）  
道路局 高速道路課  
企画専門官 金森  
（内線）38352  
（直通）03-5253-8500